

第95期

定時株主総会 招集ご通知

<新型コロナウイルス感染症に関するお願い>

総会会場での感染リスクを低減するため、本年は、健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控え
くださいますよう強くお願い申し上げます。

本総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smm.co.jp/>) に
てお知らせいたします。

議決権行使期限 2020年6月25日(木曜日) 午後5時まで

同封の議決権行使書の郵送またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

<感染防止のための対応について>

- ・ 議事は、例年よりも簡略化し時間を大幅に短縮して行う予定です。
- ・ 株主席の間隔を広げて配置するため、座席数が大幅に減少することにより、ご入場を制限する場合がございます。また、当社が指定する場所に着席いただく予定です。
- ・ 製品展示・湯茶提供は実施しません。
- ・ ご来場の株主様は手指の消毒とマスクの常時着用をお願いします。また、株主様の体調等によりご入場をお断りする場合があります。あらかじめご了承くださいたくお願い申し上げます。



日時

2020年6月26日(金曜日)
午前10時 (午前9時受付開始)



場所

東京都港区新橋5丁目11番3号
(新橋住友ビル) 当会社本店1階会議室



住友金属鉱山株式会社

証券コード：5713

株主の皆様へ

近時の新型コロナウイルス感染症の流行を受け、不要不急の外出は差し控えるべき状況が継続しており、影響を受けている株主の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

株主総会は、株主の皆様と直接対話できる重要な機会と考えております。しかしながら、例年どおりの株主総会を開催した場合は、会場において、いわゆる**3密**（『換気の悪い「密閉」空間』、『**多数が集まる「密集」場所**』、『**間近で会話や発声をする「密接」場面**』）の状態が生じることは避けられません。本総会においては適切な感染防止策を実施いたしますが、**対策には限界がございます**。

株主の皆様および従業員、関係者等の健康・安全を第一に考え、また、さらなる感染拡大を防止すべく、本年の株主総会につきましては、ぜひ、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様の一人ひとりのご協力を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

招集ご通知

第95期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使のご案内	4

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役8名選任の件	7
第3号議案 監査役3名選任の件	16
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	19
第5号議案 取締役賞与支給の件	21
事業報告	25
連結計算書類	49
計算書類	52
監査報告	55

2020年6月4日

株主各位

東京都港区新橋5丁目11番3号
住友金属鉱山株式会社
代表取締役社長 野崎 明

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行を受け、不要不急の外出は差し控えるべき状況が継続しております。この状況を受け、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで、開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、このような状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えくださいますよう強くお願い申し上げます。

書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁の「議決権行使のご案内」に従って、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋5丁目11番3号（新橋住友ビル）
当会社本店1階会議室

本総会は、感染防止のため、株主席の間隔を広げて配置することから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場を制限する場合がございます。あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項 第95期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、
計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 取締役賞与支給の件

以上

◎ 開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。

◎ 上記の日程を株主総会の開催日とした理由は、以下のとおりです。

本年は、昨年まで開催場所としていた外部会場が例年同様の日程で利用できないことから、別の外部会場における本開催日での開催を計画しておりました。しかし、時下の新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、外部会場ではなく自社会場で開催することといたしました。開催日については、既に本開催日での開催に向けて準備が進んでいたことから、当初の計画どおりといたしました。

◎ 本総会招集に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」および「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」ならびに計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smm.co.jp/>) に掲載しておりますので、本書類には記載しておりません。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smm.co.jp/>) に掲載いたします。

議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆様のご意思を会社経営に反映するための大切な権利です。一方で、時下の状況に鑑み、ご来場による行使はお控えいただくとともに、議決権は、以下の2つの方法によりご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時
到着分まで

電磁的方法（インターネット）



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、賛否をご登録ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書による議決権行使のご案内

議案	賛成	反対	棄権	未回答
第1号議案	○			
第2号議案	○			
第3号議案	○			
第4号議案	○			
第5号議案	○			

※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1号議案、第4号議案および第5号議案

- ⇒賛成の場合 : 「賛」の欄に○印
- ⇒反対の場合 : 「否」の欄に○印

第2号議案および第3号議案

- ⇒全員賛成の場合 : 「賛」の欄に○印
- ⇒全員反対の場合 : 「否」の欄に○印
- ⇒一部の候補者に反対される場合 : 「賛」の欄に○印をし、反対される候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

1 QRコードを読み取る

同封の議決権行使書用紙に印字された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンまたはタブレット端末で読み取ってください。



以降、画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード等を入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイトへアクセスして「次へすすむ」をクリックしてください。
議決権行使ウェブサイト⇒<https://www.web54.net>



2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



3 パスワードの入力

同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」、実際にご使用になる「新しいパスワード」を入力し、「登録」をクリックしてください。



以降、画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使に関するご照会

株主名簿管理人：三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート フリーダイヤル **0120-652-031** (午前9時～午後9時)

議決権行使の際の注意点

- (1) 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合、またはパソコン、スマートフォンもしくは携帯電話で重複して議決権を行使された場合であって、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときには、最後に行使されたものを有効として取り扱います。
- (2) 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合であって、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときには、電磁的方法による議決権行使を有効として取り扱います。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム

機関投資家の皆様につきましては、事前に申し込まれた場合に限り、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上最も重要な課題のひとつと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、連結配当性向35%以上を方針としつつ、将来の事業展開、財務体質の健全性、当期の業績などを総合的に勘案し、以下のとおり、1株につき39円といたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 39円 総額 10,716,479,670円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月29日

<ご参考：当社の財務方針および配当金等の推移について>

当社は2019年度から2021年度を対象とする「2018年中期経営計画」の財務戦略として、財務体質の健全性の保持に引き続き取り組み、連結自己資本比率50%以上を維持するとともに、剰余金の配当は、業績に連動させ連結配当性向35%以上とすることを方針としております。

区 分	第92期 2016年度	第93期 2017年度	第94期 2018年度	第95期 2019年度
1株当たり年間配当額 (円)	22	100	73	78 (予定)
年間配当総額 (百万円)	6,068	27,513	20,060	21,433 (予定)
連結配当性向 (%)	—	30.1	30.0	35.4 (予定)
連結自己資本比率/ 親会社所有者帰属持分比率 (%)	57.1	61.0	58.3	58.3

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日付で当社普通株式について2株を1株とする株式の併合を実施いたしました。
 2. 上記の1株当たり年間配当額は、株式の併合後の基準で換算したものを記載しております。
 3. 第93期（2017年度）までの連結配当性向および連結自己資本比率は日本基準に準拠して計算し、第94期（2018年度）以降の連結配当性向および親会社所有者帰属持分比率は国際財務報告基準(IFRS)に準拠して計算しております。
 4. 第95期（2019年度）の1株当たり年間配当額等は、本総会の第1号議案（剰余金の処分の件）が原案どおり承認可決された場合の金額等であります。

第2号議案

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の指名にあたっては、執行役員でない取締役会長および独立社外取締役で構成されるガバナンス委員会において助言を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別 (ジェンダー)	現在の地位	属性	取締役会への出席状況 (2019年度)	取締役在任年数 (本総会終結時)
1	なかざと よしあき 中里 佳明	男性	代表取締役会長	再任	14/14回 (100%)	14年
2	のざき あきら 野崎 明	男性	代表取締役社長	再任	14/14回 (100%)	6年
3	あさひ ひろし 朝日 弘	男性	取締役 常務執行役員	再任	14/14回 (100%)	3年
4	まつもと のぶひろ 松本 伸弘	男性	取締役 執行役員	再任	10/10回 (100%)	1年
5	ひご とおる 肥後 亨	男性	執行役員	新任	—	—
6	なかの かずひさ 中野 和久	男性	社外取締役	再任 社外 独立	14/14回 (100%)	4年
7	いしい たえこ 石井 妙子	女性	社外取締役	再任 社外 独立	14/14回 (100%)	2年
8	きのした まなぶ 木下 学	男性	—	新任 社外 独立	—	—

候補者番号

1

再任



なかざと よしあき
中里 佳明

生年月日：1953年5月13日
満年齢：67歳
性別：男性

当社株式所有数 23,800株

取締役在任年数 14年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 14/14回
(2019年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1976年 4月	当社入社
2005年 6月	当社執行役員
2006年 6月	当社取締役
2008年 6月	当社常務執行役員 機能性材料事業部長
2008年10月	半導体材料事業部長
2009年 6月	当社執行役員 機能性材料事業部長
2010年 6月	当社常務執行役員
2012年 6月	当社代表取締役（現任） 当社専務執行役員
2013年 6月	当社取締役社長 当社社長
2018年 6月	当社取締役会長（現任）

[重要な兼職の状況]

一般社団法人日本メタル経済研究所代表理事会長

取締役候補者とした理由

中里佳明氏は、5年間取締役社長の職責を担った後、2018年6月から取締役会長としての職責を担っております。当社事業全般に関する知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

再任



の ざ き
野 崎

あ き ら
明

生年月日：1960年6月20日
満年齢：59歳
性 別：男性

当社株式所有数 13,500株

取締役在任年数 6年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 14/14回
(2019年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社
2013年 6月	当社執行役員 金属事業本部副本部長
2014年 6月	当社取締役 経営企画部長
2015年 6月	金属事業本部長
2016年 6月	当社常務執行役員
2018年 6月	当社代表取締役 (現任) 当社取締役社長 (現任) 当社社長 (現任)

取締役候補者とした理由

野崎明氏は、2018年6月から取締役社長としての職責を担っております。当社事業全般に関する知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

再任

あさひ
朝日ひろし
弘

生年月日：1958年7月1日

満年齢：61歳

性別：男性

当社株式所有数 7,000株

取締役在任年数
(本総会最終時)

3年

取締役会への出席状況 14/14回
(2019年度)
(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1982年 4月 通商産業省（現経済産業省）入省
2008年 4月 経済産業省大臣官房参事官（技術担当）
2010年 3月 同省大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
2012年 7月 同省大臣官房技術総括審議官
2013年 6月 同省退職
2013年10月 当社入社
資源事業本部技術部勤務
2014年 6月 当社執行役員
資源事業本部副本部長
2017年 6月 当社取締役（現任）
資源事業本部長（現任）
2018年 6月 当社常務執行役員（現任）

[重要な兼職の状況]

Sociedad Minera Cerro Verde S.A.A., Director

取締役候補者とした理由

朝日弘氏は、当社資源事業の統括業務に携わるほか、資源開発や技術分野に関する行政実務経験を有するなど、資源全般に関する豊富な知識を有しております。これらの知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

再任



まつもと のぶひろ
松本 伸弘

生年月日：1963年2月24日
満年齢：57歳
性別：男性

当社株式所有数 3,600株

取締役在任年数 1年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 10/10回
(2019年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社
2008年 4月	金属事業本部ニッケル工場長
2013年 7月	金属事業本部事業室勤務
2014年 6月	金属事業本部事業室長
2016年 6月	当社執行役員（現任） 金属事業本部副本部長
2018年 6月	金属事業本部長（現任）
2019年 6月	当社取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

PT Vale Indonesia Tbk, Commissioner

取締役候補者とした理由

松本伸弘氏は、長年にわたる製錬事業での実務経験を有するなど、製錬技術に関する豊富な知識を有しております。これらの知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

5

新任



ひご
肥後

とおる
亨

生年月日：1961年11月1日
満年齢：58歳
性別：男性

当社株式所有数 4,000株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社
2010年 7月	金属事業本部ニッケル営業・原料部長
2014年 7月	金属事業本部銅・貴金属原料部長
2017年 6月	Sumitomo Metal Mining Philippine Holdings Corporation, Director 兼 President
2019年 6月	当社執行役員（現任） 金属事業本部副本部長（現任）

[重要な兼職の状況]

Nickel Asia Corporation, Director
Teck Resources Limited, Director

取締役候補者とした理由

肥後亨氏は、長年にわたる製錬事業での営業や原料調達の実験を有するほか、海外資源会社の取締役として経営に携わるなど、営業や会社経営に関する知識を有しております。これらの知見を取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

6

再任

社外

独立



なか の かず ひ さ
中野 和久

生年月日：1948年1月4日
満年齢：72歳
性別：男性

当社株式所有数 2,500株

社外取締役在任年数 4年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 14/14回
(2019年度) (100%)

経歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1971年 4月	出光興産株式会社入社
2003年 4月	同社執行役員人事部長
2004年 6月	同社取締役
2005年 6月	同社常務取締役
2007年 6月	同社代表取締役副社長
2009年 6月	同社代表取締役社長
2013年 6月	同社代表取締役会長
2015年 6月	同社相談役
2016年 6月	当社取締役（現任）
2017年 6月	出光興産株式会社相談役退任

社外取締役候補者とした理由

中野和久氏は、出光興産株式会社にて代表取締役社長等の職責を担い、会社経営および資源事業に関する豊富な知識と経験を有しております。この知見を生かし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため経営の監督を行っており、コーポレートガバナンスの強化のための適切な役割を果たしていただいているため、社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項／責任限定契約の締結

1. 中野和久氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であります。
2. 中野和久氏は、当社の取引先である出光興産株式会社の代表取締役社長等を務めておりました。2019年度において、当社は同社との間で不動産の賃貸借に関する取引がありますが、当社の同社に対する売上高は、4百万円であり、当社（単体）の売上高に占める割合は0.0%です。また、当社は同社との間で当社の操業資材の購入に関する取引がありますが、当社の同社に対する支払額は1,420百万円です。なお、当社は出光興産株式会社の株式を56,800株保有しておりましたが、2020年3月末までに全株式を売却しました。また、出光興産株式会社は当社の株式を42,500株保有しておりましたが、同様に全株式を売却しております。
3. 中野和久氏は、会社法に定める社外要件、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、社外性および独立性を有しております。このため、株式会社東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届け出ております。なお、当社が定める独立性基準につきましては、20頁に記載のとおりであります。
4. 当社は、中野和久氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

7

再任

社外

独立



いし い た え こ
石井 妙子

生年月日：1956年5月7日
満年齢：64歳
性別：女性

当社株式所有数 0株

社外取締役在任年数 2年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 14/14回
(2019年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月 弁護士登録
和田良一法律事務所入所
1992年 3月 太田・石井法律事務所開設
2018年 6月 当社取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

太田・石井法律事務所弁護士
日本電気株式会社社外監査役
株式会社D T S 社外監査役
株式会社ふるさとサービス社外監査役

社外取締役候補者とした理由

石井妙子氏は、弁護士としての専門知識と豊富な経験を有しており、特にコンプライアンスの観点から提言をいただくことにより、コーポレートガバナンスの強化のための適切な役割を果たしていただいているため、社外取締役候補者としたしました。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

独立性に関する事項／責任限定契約の締結

1. 石井妙子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であります。
2. 石井妙子氏は、会社法に定める社外要件、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、社外性および独立性を有しております。このため、株式会社東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届け出ております。なお、当社が定める独立性基準につきましては、20頁に記載のとおりであります。
3. 当社は、石井妙子氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

8

新任

社外

独立



きのした
木下

まなぶ
学

生年月日：1954年5月17日
満年齢：66歳
性別：男性

当社株式所有数 0株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年 4月	日本電気株式会社入社
2006年 4月	同社企業ソリューションビジネスユニット 流通・サービスソリューション事業本部長
2008年 4月	同社執行役員
2010年 4月	同社執行役員常務
2010年 6月	同社取締役
2016年 4月	同社執行役員副社長
2018年 4月	同社シニアオフィサー（現任）

社外取締役候補者とした理由

木下学氏は、日本電気株式会社にて執行役員副社長等の職責を担い、会社経営およびデジタルビジネスに関する豊富な知識と経験を有しております。この知見を生かし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため経営の監督を行い、コーポレートガバナンスの強化のための適切な役割を果たしていただくことが期待できるため、社外取締役候補者いたしました。

独立性に関する事項／責任限定契約の締結

1. 木下学氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であります。
2. 木下学氏は、当社の取引先である日本電気株式会社の執行役員副社長等を務めておりました。2019年度において、当社の同社に対する売上高はありません。また、当社は同社との間で設備・ソフト仕入れおよび保守・リース料等に関する取引がありますが、当社の同社に対する支払額は17百万円であり、同社（単体）の売上高に占める割合は0.0%です。
3. 木下学氏は、会社法に定める社外要件、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、社外性および独立性を有しております。このため、株式会社東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届け出る予定であります。なお、当社が定める独立性基準につきましては、20頁に記載のとおりであります。
4. 当社は、木下学氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

(注) 1. 本議案における各候補者の年齢・略歴等は2020年6月1日時点のものを記載しております。

2. 本議案における百万円単位の記載は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

第3号議案

監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役猪野和志氏、中山靖之氏および近藤純一氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

再任

いの かずし
猪野 和志生年月日：1959年6月5日
満年齢：60歳
性別：男性

当社株式所有数	6,900株	取締役会への出席状況 (2019年度)	14/14回 (100%)
監査役在任年数 (本総会終結時)	3年	監査役会への出席状況 (2019年度)	15/15回 (100%)

略歴、地位および重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社
2010年12月	機能性材料事業部事業室長
2012年 6月	総務法務部長
2014年 6月	当社執行役員 材料事業本部副本部長
2017年 6月	当社常任監査役(常勤) (現任)

監査役候補者とした理由

猪野和志氏は、長年にわたる当社各拠点の総務業務経験のほか、この経験によって培われた当社事業全般および労働安全衛生やコンプライアンス等に関する知識を有しております。この知見を背景に、監査機能を発揮していただいております。監査役として適切な監査を行うことが引き続き期待できるため、監査役候補者といたしました。

候補者番号

2

再任



なかやま

中山

やすゆき

靖之

生年月日：1959年12月7日

満年齢：60歳

性別：男性

当社株式所有数 3,500株

取締役会への出席状況 14/14回
(2019年度) (100%)

監査役在任年数 4年
(本總會終結時)

監査役会への出席状況 15/15回
(2019年度) (100%)

略歴、地位および重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社
2012年 4月	半導体材料事業部事業室長
2012年 7月	材料事業本部材料第二事業部長
2014年10月	株式会社伸光製作所代表取締役社長
2016年 6月	当社監査役(常勤) (現任)

監査役候補者とした理由

中山靖之氏は、長年にわたり決算業務に従事しており、決算をはじめとする経理実務や会計等に関する知見を有しております。この知見を背景に、監査機能を発揮していただいております。この知見を背景に、監査役として適切な監査を行うことが引き続き期待できるため、監査役候補者としていたしました。

候補者番号

3

新任

社外

独立

よしだ
吉田わたる
互生年月日：1952年11月19日
満年齢：67歳
性別：男性

当社株式所有数 0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1975年 4月	日本輸出入銀行入行
2001年 4月	国際協力銀行企業金融部長 (旧日本輸出入銀行と旧海外経済協力基金が統合)
2002年11月	同行人事部長
2004年10月	同行アジア・太平洋州地域 外事審議役
2007年 4月	同行理事
2008年 9月	同行理事退任
2009年 2月	丸紅株式会社顧問
2016年 3月	新日鐵住金株式会社(現日本製鉄株式会社) 顧問 日本ウジミナス株式会社代表取締役社長

社外監査役候補者とした理由

吉田互氏は、金融機関における豊富な経験と会社経営に関する知見を有しております。この経験および知見に基づき、社外監査役としての役割を果たしていただくことが期待できるため、社外監査役候補者としたしました。

独立性に関する事項／責任限定契約の締結

1. 吉田互氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者であります。
2. 吉田互氏は、会社法に定める社外要件、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、社外性および独立性を有しております。このため、株式会社東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届け出る予定であります。なお、当社が定める独立性基準につきましては、20頁に記載のとおりであります。
3. 当社は、吉田互氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

(注) 本議案における各候補者の年齢・略歴等は2020年6月1日時点のものを記載しております。

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令または定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ、社外監査役の補欠として、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。



み し な か ず ひ ろ
三品 和広

社外

生年月日：1959年9月23日

独立

満年齢：60歳

性別：男性

当社株式所有数 0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1989年 9月	ハーバードビジネススクール助教授
1995年10月	北陸先端科学技術大学院大学先端科学技術研究調査センター助教授
1997年 4月	北陸先端科学技術大学院大学知識科学研究科助教授
2002年10月	神戸大学大学院経営学研究科助教授
2004年10月	神戸大学大学院経営学研究科教授 (現任)

[重要な兼職の状況]

神戸大学大学院経営学研究科教授
不二製油グループ本社株式会社社外取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由

三品和広氏は、経営戦略や経営者論等の企業経営学の研究者として専門的知見を有しております。この知見を生かし、大学教授としての学識を背景に、社外監査役としての役割を果たしていただくことが期待できるため、補欠の社外監査役候補者いたしました。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

独立性に関する事項／責任限定契約の締結

1. 三品和広氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者であります。
2. 三品和広氏は、会社法に定める社外要件、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、社外性および独立性を有しております。このため、三品和広氏が社外監査役に就任する場合、株式会社東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じることがない独立役員として届け出る予定であります。なお、当社が定める独立性基準につきましては、20頁に記載のとおりであります。
3. 三品和広氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

(注) 本議案における候補者の年齢・略歴等は2020年6月1日時点のものを記載しております。

<ご参考>

独立性基準について

社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」といいます。）の独立性の判断にあたっては、会社法に定める社外要件および株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に従います。ただし、社外役員が当社の取引先に所属している場合等であっても、当社が定めた以下の軽微基準に該当するときは、原則として独立性を有するものと判断します。

取引先	<ul style="list-style-type: none"> ・直近事業年度における当社（単体）の当該取引先（単体）への売上高が、当社（単体）の売上高の2%未満であること。 ・直近事業年度における当該取引先（単体）の当社（単体）への売上高が、当該取引先（単体）の売上高の2%未満であること。 ・直近事業年度における当社（単体）の当該取引先からの借入残高が、当社（単体）の総資産の2%未満であること。
コンサルタント、専門家等	<ul style="list-style-type: none"> ・直近事業年度において当社（単体）から役員報酬以外に受領する金銭その他の財産が、年間1,000万円未満のコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）。
寄付金等	<ul style="list-style-type: none"> ・受領者が取締役または監査役個人の場合： 当社（単体）から收受する金銭その他の財産が、直近事業年度において年間100万円未満であること。 ・受領者が取締役または監査役が所属する法人等（国立大学法人や学校法人等の場合、受領者が所属する学部や研究科とする）の場合： 当社（単体）から收受する金銭その他の財産が、直近事業年度において年間1,000万円未満であること。

取締役賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期末時点の取締役8名のうち、社外取締役を除く取締役5名に対し取締役賞与総額4,200万円を支給することといたしたいと存じます。なお、当社の取締役賞与は、会社業績を勘案し各取締役の業績を反映させて算出しております。



取締役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定手続きにつきましては、44頁の「取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項」をご参照ください。

<ご参考>

当社のコーポレートガバナンスの状況

(1) コーポレートガバナンスの基本方針

当社は、コーポレートガバナンスを、当社グループの企業価値の最大化と健全性の確保を両立させるために企業活動を規律する仕組みであり、経営上最も重要な課題のひとつと位置づけております。

当社は、「住友の事業精神」を基本とした「SMMグループ経営理念」を定めており、コーポレートガバナンスの充実に努めることにより、SMMグループ経営理念の達成に向けて効率的かつ健全な企業活動を行い、社会への貢献と株主の皆様をはじめとするステークホルダーへの責任を果たしてまいります。

住友の事業精神

第1条 わが住友の営業は信用を重んじ、確実を旨とし、もってその鞏固隆盛を期すべし

社会的な信用や相互の信頼関係を大切に、何事も誠意をもって確実に対応することにより、事業の確実な発展を図っていくべきことを意味しております。

第2条 わが住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り、弛張興廃することあるべしといえども、いやしくも浮利に趨り軽進すべからず

旧来の事業に安住してマンネリズムに陥ることなく、時代の移り変わりによる社会のニーズの動向を鋭敏にとらえて、新しく事業を興し、あるいは廃止する等の処置をとることを意味し、積極進取の姿勢が重要なことを表しております。同時に、いかなる場合においても、道義に反する手段で利益を追ったり、目先の利益に惑わされて、ものごとを十分調査・検討せずに取り進めたりしてはならないことを意味しております。

SMMグループ経営理念

- ・住友の事業精神に基づき、地球および社会との共存を図り、健全な企業活動を通じて社会への貢献とステークホルダーへの責任を果たし、より信頼される企業をめざします
- ・人間尊重を基本とし、その尊厳と価値を認め、明るく活力ある企業をめざします



コーポレートガバナンスの基本方針の全文については以下のURLからご参照ください。
https://www.smm.co.jp/ir/management/governance/governance_policy.html

(2) コーポレートガバナンスの体制

① 機関設計等

当社のコーポレートガバナンスは、経営における執行と監視・監督のそれぞれの機能が十分発揮されるシステムとして、監査役会設置会社および執行役員制度を採用し、取締役会による「意思決定・監督」と、代表取締役および執行役員による「業務執行」、そして監査役および会計監査人による「監査」という3区分の組織体制により運営しております。

② 当該体制をとる理由

適切な業務執行の決定および監督機能の点から当社取締役会が外部評価を踏まえて取締役会の実効性を分析・評価した結果、取締役会の実効性について重大な問題が認められなかったこと、内部統制システムの運用状況についてモニタリングを行った結果重大な問題が認められなかったことを内部統制委員会に報告していること、監査役会の監査報告において問題となる指摘を受けていないこと等から、当社は、当社のコーポレートガバナンスが有効に機能していると判断しております。

(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価とその結果

取締役会は、適切な業務執行の決定および監督機能の向上の観点から取締役会の実効性を分析・評価し、その結果の概要を開示することとしております。2019年度における取締役会の実効性の分析・評価について、その結果の概要は以下のとおりです。

① 分析・評価のプロセス

取締役会は、外部の法律事務所の協力を得て、取締役および監査役に対するアンケートを作成し、実施しております。回答内容が社内担当者の目に触れることのないよう回答先を外部の法律事務所とし、回答内容の集計およびその分析を委託しております。

取締役会は、アンケートに記載された取締役および監査役の自己評価の集計結果、法律事務所の外部評価ならびに2016年度に確認した「取締役会のあるべき姿（意思決定機能を重視した取締役会を志向していく）」に基づき、2020年2月の定時取締役会において取締役会の実効性について審議し、その評価と今後の対応について確認しました。

② 分析・評価結果の概要

2019年度の実効性の分析・評価の結果、当社取締役会は「取締役会のあるべき姿」に照らして、意思決定を通じて監督機能を発揮しているとともに、取締役会の実効性について重大な問題は認められないことを確認しました。また、2019年度のアンケートでは、「取締役会のあるべき姿」の確認から3年が経過したことから、見直しの要否について確認しましたが、その必要はないとの意見で一致しました。

アンケートでは、重要な議題について活発に議論が行われており審議も尽くしていると評価できるとする意見や、社外取締役および社外監査役の各々の専門・経験に基づく意見が活発に出されており多面的な審議が十分なされているとする意見が多く、適切な審議が行われていることを確認しました。

一方で、2017年度および2018年度の評価を通じて認識された課題（重要な経営課題の審議の機会の設定）については、機会の設定は行ってきたものの3事業セグメントからそれぞれの事業をバランスよく取り上げて審議できなかったことを課題として確認し、また、意思決定機能を重視した取締役会を志向する観点から、取締役会において決議した投資案件に対する進捗状況・実施結果について再確認することが課題として挙げられました。また、報告事項の見直しや議長の属性等について確認したほか、役員へのトレーニング機会の提供に関しましては、コーポレートガバナンスの潮流について取締役会に報告することを確認しました。

③ 今後の対応

当社取締役会は、上記の審議を通して、以下の各事項について今後継続的に取り組むことにより取締役会の実効性をさらに高めていくことを確認しました。

- ・重要な経営課題の審議および決議した投資案件のモニタリング
- ・足元の課題（人材確保等）に関する取締役会における報告および審議
- ・コーポレートガバナンスの潮流に関する取締役会への報告

以 上

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の当社グループの業績は、銅価格の下落や円高などにより、連結売上高は前期に比べて減少しました。連結税引前当期利益は、持分法による投資損益が好転しましたが、減収に加え、円高による為替差損益の変動などから金融収益が悪化したことなどにより、前期に比べて減少しました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、連結税引前当期利益が減少したことなどにより、前期に比べて減少しました。

当期の経済環境等は以下のとおりです。

世界経済の概況

米中貿易摩擦などを背景に、景気は減速基調で推移し、2020年に入り顕在化した新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、先行き不透明感がさらに強まりました。

当社グループを取り巻く環境

非鉄金属業界	銅価格は概ね下落基調、金価格は概ね上昇基調で推移 ニッケル価格は第2四半期に一時的に上昇したが、その後は下落基調で推移
材料関連業界	車載用電池向けの材料の需要は堅調に推移 スマートフォン市場は普及率の向上と成熟化により成長が頭打ちに

※期中米ドル平均レート 当期：1ドル=108.74円 前期：1ドル=110.92円

連結売上高



8,726億15百万円

前期比4.3%減

連結税引前当期利益



790億35百万円

前期比11.6%減

親会社の所有者に
帰属する当期利益



606億円

前期比9.3%減

資源セグメント

売上高

1,148億61百万円
(前期比11.7%減)

セグメント利益

379億56百万円
(前期比19.8%減)

主要な事業内容 国内外における非鉄金属資源の探査、開発、生産および販売を行っています。

菱刈鉱山（鹿児島県）は、計画どおり順調な生産を継続しました。同鉱山では、安定生産およびマインライフ延長に向けた取り組みを継続しました。

モレンシー銅鉱山（米国）は、生産量は前期を上回りましたが、セロ・ベルデ銅鉱山（ペルー）は、鉱石の銅品位低下などにより生産量は前期を下回りました。

シエラゴルダ銅鉱山（チリ）は、鉱石の処理量の増加および鉱石の銅品位上昇などにより生産量は前期を上回りました。

セグメント利益は、銅価格の下落などにより前期を下回りました。

- (注) 1. セロ・ベルデ鉱山社およびシエラゴルダ鉱山社は持分法を適用した関連会社のため、売上高に含まれておりませんが、セグメント利益には含まれています。
2. 従来「調整額」に含まれていた海外金融子会社について、組織変更に伴い、当期より「資源セグメント」に報告セグメントを変更しております。当期のセグメント情報（前期比を含む）は、当期の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

製錬セグメント

売上高

6,140億31百万円
(前期比3.7%減)

セグメント利益

482億57百万円
(前期比17.9%増)

主要な事業内容 銅、ニッケル、フェロニッケル、金、銀等の製錬および販売を行っています。

銅の製錬を行っている東予工場（愛媛県）では、2019年10月に実施した定期炉修工事により電気銅の生産量は前期を下回りました。この結果、販売量も前期を下回りました。

ニッケルの中間原料を製造しているコーラルベイニッケル社（フィリピン）の生産量は、設備トラブルなどにより前期を下回りましたが、タガニートHPALニッケル社（フィリピン）の生産量は前期と比べ操業状況が改善したため前期を上回りました。この結果、ニッケル工場（愛媛県）での電気ニッケルの生産量および販売量は前期を上回りました。

セグメント利益は、銅価格が下落したものの、ニッケル価格および金価格の上昇ならびに子会社の太平金属工業株式会社の事業撤退に伴い、土地および建物を売却したことによる売却益などにより前期を上回りました。

材料セグメント

売上高

2,286億35百万円
(前期比4.2%増)

セグメント利益

52億74百万円
(前期比61.7%減)

主要な事業内容 結晶材料および粉体材料などの機能性材料ならびに電池材料の製造および販売を行っています。

車載用電池向けの電池材料は、旺盛な需要を背景としたニッケル酸リチウム（NCA）増産体制の構築により、生産量および販売量は前期を上回りました。

粉体材料の販売量は、スマートフォン市場の低迷等により前期を下回りました。

セグメント利益は、車載用途向けの需要の増加を背景として電池材料の販売量が増加したものの、在庫評価影響による悪化に加え、粉体材料の販売量の減少および結晶材料における顧客の在庫調整などにより、前期を下回りました。

- ◎ 各セグメントの売上高、利益には、セグメント間の取引が含まれています。
◎ 連結売上高の数値は、セグメント間の取引を消去した外部売上高の合計です。

(2) セグメント別の販売、生産の状況

① セグメント別販売実績

報告セグメント等	前期 (2018年度)		当期 (2019年度)	
	百万円	%	百万円	%
資源	130,078	14.3	114,861	13.2
製錬	637,779	69.9	614,031	70.4
材料	219,396	24.1	228,635	26.2
その他	8,864	1.0	10,020	1.1
調整額	△83,909	△9.3	△94,932	△10.9
計	912,208	100.0	872,615	100.0

(注) セグメント間の販売額を各セグメントの販売実績額に含めて表示し、調整額で消去しています。

② 主要製品生産量 (当社)

製品	単位	前期 (2018年度)	当期 (2019年度)	対前期 増 減	報告セグメント
銅	t	454,177	399,399	△12.1	製錬
金	kg	21,351	17,933	△16.0	//
電気ニッケル	t	56,674	58,813	3.8	//
フェロニッケル	t	12,887	13,539	5.1	//
金銀鋳	t	145,814	144,928	△0.6	資源

(注) 1. 生産量には、受委託分を含めて表示しています。
2. フェロニッケルは、ニッケル換算量により表示しています。

(3) 資金調達および設備投資の状況

① 資金調達の状況

当期の資金需給を踏まえ、第31回および第32回普通社債の発行ならびに銀行借入により資金調達を行いました。なお、当期末借入金残高（社債および転換社債型新株予約権付社債を含む）は前期に比べ182億12百万円増加し、3,975億3百万円となりました。

② 設備投資の状況

当期は、総額506億89百万円の設備投資を実施しました。当期に実施した設備投資は、前期に続き材料セグメントにおけるニッケル酸リチウムの生産設備増強および製錬セグメントにおけるクロマイト回収設備の導入ならびに資源セグメントにおける菱刈鉱山下部鉱体開発などです。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当ございません。

(5) 対処すべき課題および今後の見通し

世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が国内外の経済活動に与える影響により不透明感が増しており、一部の製品等に急激な需要収縮が発生している状況です。

当社グループを取り巻く事業環境は、現時点では、直ちに電気銅や電気ニッケルなど主要製品の生産および販売が停止するような状況にないものの、生産面では、一部の鉱山での操業停止および物流システムの障害により原料および資材の入荷が中断し、操業の低下を招く事態も考えられます。

当社グループとしては業績への影響をできる限り小さくするため、原料などの代替調達先の確保などに取り組み、供給障害を発生させない体制を整えていきます。

このような厳しい状況ではありますが、「2018年中期経営計画」を着実に実行し、「世界の非鉄リーダー」を目指す長期ビジョンに向けて、各事業の成長戦略を精力的に推進していきます。

〈長期ビジョン〉

「世界の非鉄リーダー」を目指す

〈当社グループが目指す「世界の非鉄リーダー」〉

- ・ 資源権益やメタル生産量において、グローバルな存在感（＝世界トップ5に入るメタル）がある
- ・ 資源メジャーでも容易に模倣できない、卓越した技術や独自のビジネスモデルを有している
- ・ 持続的成長を実現し、安定して一定規模の利益をあげている
- ・ SDGs等の社会課題に積極的に取り組んでいる
- ・ 従業員がいきいきと働いている

〈ターゲット〉

ニッケル 年間生産量

15万t

銅 権益分年間生産量

30万t

金 優良権益獲得による鉱山オペレーションへの新規参画

材料 ポートフォリオ経営による税引前当期利益250億円/年の実現

親会社の所有者に帰属する当期利益 **1,500億円/年**

〈2018年中期経営計画の3大プロジェクト〉

資源

ケブラダ・ブランカ
銅鉱山開発

製錬

ポマラ・プロジェクトの
推進

材料

電池材料の生産体制の
強化

2018年中期経営計画では、3大基本戦略として、「コアビジネスの成長基盤強化」「3事業連携の強化」「コーポレート機能の強化」に取り組んでいます。特にコアビジネスの成長基盤強化として、資源、製錬、材料における3大プロジェクトを総力を挙げて推進しており、2018年中期経営計画の初年度となる当期の進捗状況および今後の戦略の内容は以下のとおりです。

資源事業では、ケブラダ・ブランカ銅鉱山開発プロジェクト（チリ）は、2019年10月にチリにおいて社会不安が発生したものの、概ね計画どおりに進捗しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、建設工事を一時休止しており、生産開始は2022年となる見込みです。

製錬事業では、ニッケル年産15万t体制に向けたポマラ・プロジェクト（インドネシア）を推進し、2019年度中にDFS（最終的な事業化調査）を完了する予定としていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、必要な許認可取得等に時間を要しており、現在投資の可否について調査を継続しています。

材料事業では、2019年4月に新設した電池材料事業本部のもと、リチウムイオン二次電池の正極材料であるニッケル酸リチウム（NCA）および三元系材料（NMC）のさらなる生産能力の増強を図ります。

当社は、CSR活動の価値創造の方向性を示す「2020年のありたい姿」に取り組んでまいりました。その目標年を迎え、新たな社会課題や当社グループの事業課題を視野に入れ、長期ビジョンの実現に向けたマイルストーンとして「2030年のありたい姿」を新たに策定し、2020年3月に公表しました。「2030年のありたい姿」の実現に向けた取り組みにより、事業を通じた社会課題の解決を図り、持続的な成長と企業価値の最大化に努めてまいります。

株式会社ジェー・シー・オーは、施設の維持管理および低レベル放射性廃棄物の保管管理のほか、施設の廃止措置に向けた準備のため、施設の解体や除染等を推進するための諸施策を進めております。当社は、同社がこれらに万全の態勢で取り組むことができるよう今後も支援を行ってまいります。

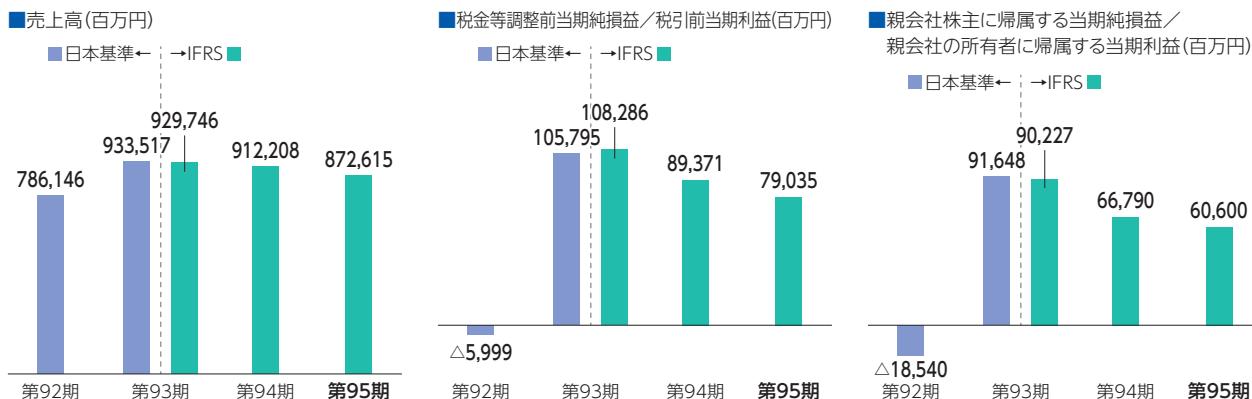
株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および利益の状況の推移

区 分		第92期 2016年度	第93期 2017年度	第94期 2018年度	第95期 2019年度	
		日本基準		IFRS		
売上高	(百万円)	786,146	933,517	929,746	912,208	872,615
経常損益	(百万円)	△1,565	124,853	—	—	—
税金等調整前当期純損益/ 税引前当期利益	(百万円)	△5,999	105,795	108,286	89,371	79,035
親会社株主に帰属する当期純損益/ 親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	△18,540	91,648	90,227	66,790	60,600
1株当たり当期純損益/ 基本的1株当たり当期利益	(円)	△67.22	332.42	327.26	243.06	220.54
総資産/資産合計	(百万円)	1,685,018	1,699,037	1,732,333	1,797,701	1,719,690
純資産/資本合計	(百万円)	1,024,121	1,120,008	1,113,349	1,151,280	1,110,860

- (注) 1. 2017年10月1日付で当社普通株式について2株を1株とする株式の併合を実施しました。上記の1株当たり当期純損益は、株式の併合後の基準で換算したものを記載しています。
2. 第94期から国際財務報告基準 (IFRS) に準拠して連結計算書類を作成しております。前期比較のため第93期についてもIFRSに準拠した数値を併記しています。

<ご参考>



(7) 主要な事業内容等 (2020年3月31日現在)

報告セグメント等	主要製品等
資源	金銀鉱、銅精鉱、銅、金、地質調査、土木工事など
製錬	金、銀、銅、ニッケル、フェロニッケル、化成品など
材料	電池材料（水酸化ニッケル、ニッケル酸リチウムなど）、粉体材料（ペースト、ニッケル粉など）、ALC製品（シボレックス）、結晶材料（タンタル酸リチウム基板など）、半導体材料（テープ材料など）、プリント配線板、電子部品（コネクタなど）、薄膜材料（ターゲット材など）、磁性材料など
その他	環境保全設備・装置、不動産事業など

(8) 主要な営業所および工場等 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区新橋5丁目11番3号
支社・支店等	大阪支社、名古屋支店、別子事業所（愛媛県新居浜市）
工場等	東予工場（愛媛県西条市）、ニッケル工場（愛媛県新居浜市）、播磨事業所（兵庫県加古郡播磨町）、青梅事業所（東京都青梅市）、磯浦工場（愛媛県新居浜市）
鉱山	菱刈鉱山（鹿児島県伊佐市）
研究所	新居浜研究所（愛媛県新居浜市）、電池研究所（愛媛県新居浜市）、材料研究所（東京都青梅市）、市川研究センター（千葉県市川市）

② 子会社

名 称	所在地
Sumitomo Metal Mining America Inc. (住友金属鉱山アメリカ社)	シアトル事務所：米国
Sumitomo Metal Mining Arizona, Inc. (住友金属鉱山アリゾナ社)	モレンシー銅鉱山：米国
SMM Morenci Inc. (エス・エム・エム モレンシー社)	モレンシー銅鉱山：米国
Sumitomo Metal Mining Oceania Pty Ltd (住友金属鉱山オセアニア社)	ノースパークス銅鉱山：オーストラリア
株式会社日向製錬所	本社工場：宮崎県日向市
Coral Bay Nickel Corporation (コーラルベイニッケル社)	本社工場：フィリピン
Taganito HPAL Nickel Corporation (タガニートHPALニッケル社)	本社工場：フィリピン
大口電子株式会社	本社工場：鹿児島県伊佐市
株式会社伸光製作所	本社工場：長野県上伊那郡箕輪町 伊那工場：長野県伊那市
住友金属鉱山シボレックス株式会社	本社：東京都港区 栃木工場：栃木県那須郡那珂川町 三重工場：三重県亀山市

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

報告セグメント等	従業員数		臨時従業員数	
	当期末	対前期末増減	当期	対前期増減
資源	386	7	56	△6
製錬	2,509	118	92	△5
材料	2,615	△14	327	1
その他	561	21	91	5
本社その他 (当社)	802	△35	100	8
計	6,873	97	666	3

(注) 臨時従業員数は、期中平均の人数です。

② 当社の従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数	臨時従業員数	
当期末	対前期末増減			当期	対前期増減
2,428	33	43.0	19.7	237	10

(注) 臨時従業員数は、期中平均の人数です。

(10) 重要な子会社および関連会社等の状況 (2020年3月31日現在)

① 子会社

名 称	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
Sumitomo Metal Mining America Inc. (住友金属鉱山アメリカ社)	米ドル 600	100.0	探鉱調査、南北アメリカ等の 資源事業統括
Sumitomo Metal Mining Arizona, Inc. (住友金属鉱山アリゾナ社)	米ドル 800	80.0 (80.0)	銅および銅精鉱の生産、販売
SMM Morenci Inc. (エス・エム・エム モレンシー社)	米ドル 10,000	100.0 (100.0)	銅および銅精鉱の生産、販売
Sumitomo Metal Mining Oceania Pty Ltd (住友金属鉱山オセアニア社)	千豪ドル 43,000	100.0 (89.0)	銅精鉱の生産、販売および 非鉄鉱物資源の探鉱調査
株式会社日向製錬所	百万円 1,080	60.0	フェロニッケルの製造
Coral Bay Nickel Corporation (コーラルベイニッケル社)	千フィリピンペソ 587,500	54.0	ニッケル原料の製造、販売
Taganito HPAL Nickel Corporation (タガニートHPALニッケル社)	千フィリピンペソ 4,095,000	75.0	ニッケル原料の製造、販売
大口電子株式会社	百万円 1,000	100.0	機能性材料の製造
株式会社伸光製作所	百万円 738	99.9	プリント配線板の製造、販売
住友金属鉱山シポレックス株式会社	百万円 5,000	100.0	ALC製品(シポレックス)の 製造、販売
株式会社ジェー・シー・オー	百万円 10	100.0	—

- (注) 1. 議決権比率欄 () 内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しています。
 2. 住友金属鉱山アメリカ社への当社の出資額は、113億58百万円です。
 3. コーラルベイニッケル社への当社の出資額は、93億90百万円です。
 4. タガニートHPALニッケル社への当社の出資額は、280億32百万円です。
 5. 株式会社ジェー・シー・オーは、施設の維持管理および低レベル放射性廃棄物の保管管理のほか、施設の廃止措置に向けた準備のため、施設の解体や除染等を推進するための諸施策を進めております。

② 関連会社等

名称	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
Compania Contractual Minera Candelaria (カンデラリア鉱山社)	千米ドル 105,860	20.0 (20.0)	銅精鉱の生産、販売
Sociedad Minera Cerro Verde S.A.A. (セロ・ベルデ鉱山社)	千米ドル 990,659	21.0 (21.0)	銅および銅精鉱の生産、販売
Sierra Gorda SCM (シエラゴルダ鉱山社)	千米ドル 2,724,400	45.0 (45.0)	銅精鉱およびモリブデン精 鉱の生産、販売
Quebrada Blanca Holdings SpA (ケブラダ・ブランカ ホールディングス社)	千米ドル 925,283	33.3 (33.3)	ケブラダ・ブランカ銅鉱山の 権益保有
三井住友金属鉱山伸銅株式会社	百万円 4,250	50.0	伸銅品の製造、販売
PT Vale Indonesia Tbk (PT ヴァーレ インドネシア)	千米ドル 136,413	20.1	ニッケル鉱石の採鉱および ニッケル原料の製造、販売
FIGESBAL SA (フィゲスバル社)	千太平洋フラン 543,213	25.5 (0.0)	ニッケル鉱石の採鉱および 小売卸売業
Nickel Asia Corporation (ニッケルアジア社)	千フィリピンペソ 6,849,836	26.5 (26.5)	ニッケル鉱山業
エヌ・イー ケムキャット株式会社	百万円 3,424	50.0	貴金属触媒等の製造、販売

(注) 議決権比率欄 () 内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しています。

連結子会社は上記の重要な子会社11社を含む55社であり、持分法適用会社は上記の重要な関連会社等9社を含む16社であります。

(11) 主要な借入先および借入額 (2020年3月31日現在)

借入会社	借入先名	借入金残高
当社	シンジケートローン	百万円 91,082
	株式会社国際協力銀行	19,586
	農林中央金庫	16,483
	株式会社三井住友銀行	10,620
	三井住友信託銀行株式会社	4,740
Taganito HPAL Nickel Corporation (タガニートHPALニッケル社)	株式会社国際協力銀行	40,675
	株式会社三菱UFJ銀行	8,080
	株式会社みずほ銀行	6,665
	株式会社三井住友銀行	5,441
	三井物産株式会社	544
Sumitomo Metal Mining America Inc. (住友金属鉱山アメリカ社)	株式会社国際協力銀行	67,830
SMM Holland B.V. (エス・エム・エム オランダ社)	株式会社三井住友銀行	4,628
	MUFG Bank (Europe) N.V.	4,628
	株式会社みずほ銀行	4,628
	三井住友信託銀行株式会社	3,537

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事、三井住友信託銀行株式会社を共同主幹事とする協調融資および株式会社三井住友銀行を主幹事とする協調融資によるものです。

2 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 500,000,000株
 (2) 発行済株式総数 290,814,015株
 (3) 株主数 44,544名
 (4) 大株主 (上位10名、持株数千株未満切り捨て)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	27,512	10.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	19,365	7.0
トヨタ自動車株式会社	11,058	4.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	5,152	1.9
JP MORGAN CHASE BANK 385151	4,162	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	4,078	1.5
株式会社三井住友銀行	3,825	1.4
JP MORGAN CHASE BANK 385632	3,770	1.4
住友不動産株式会社	3,745	1.4
住友生命保険相互会社	3,737	1.4

- (注) 1. 当社は、自己株式16,032千株を保有しています。
 2. 持株比率は、自己株式を控除した発行済株式総数により算出しています。

3 新株予約権等に関する事項（その他新株予約権等に関する重要な事項）

2018年2月27日開催の取締役会の決議に基づき、同年3月15日（ロンドン時間）付で発行した社債額面総額300億円のユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）に付された本新株予約権の概要は、以下のとおりです（2020年3月31日現在）。

名称	住友金属鉱山株式会社2023年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	7,766円
新株予約権の行使に際して出資される 財産の内容およびその価額	本社債を出資するものとし、当該本社債の価額はその額面金額と 同額とする。
新株予約権の行使期間	2018年4月2日から2023年3月1日まで（行使請求受付場所現地時間）
新株予約権の行使条件	① 各本新株予約権の一部行使はできない。 ② 2022年12月15日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。ただし、当社の長期発行体格付がBBB-以下である期間等一定の期間においては、上記の行使条件が適用されない。

4 役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	重要な兼職の状況
* 取締役会長	中里 佳明	一般社団法人日本メタル経済研究所代表理事会長
* 取締役社長	野崎 明	
取締役	浅井 宏行	
取締役	朝日 弘	Sociedad Minera Cerro Verde S.A.A., Director
取締役	松本 伸弘	PT Vale Indonesia Tbk, Commissioner
☆ ※ 取締役	泰松 齊	
☆ ※ 取締役	中野 和久	
☆ ※ 取締役	石井 妙子	太田・石井法律事務所弁護士 日本電気株式会社社外監査役 株式会社DTS社外監査役 株式会社ふるさとサービス社外監査役
常任監査役(常勤)	猪野 和志	
監査役(常勤)	中山 靖之	
★ ※ 監査役	近藤 純一	前澤化成工業株式会社社外監査役
★ ※ 監査役	山田 雄一	山田雄一公認会計士事務所公認会計士 株式会社日本政策金融公庫社外監査役 株式会社クボタ社外監査役 (2020年3月19日就任)

- (注) 1. *印は、代表取締役です。
 2. ☆印は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 3. ★印は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 4. ※印は、株式会社東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届け出ている役員です。
 5. 監査役山田雄一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 社外取締役および社外監査役のその他の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
 7. 社外監査役山田雄一氏は、当社の特定関係事業者（メインバンク）である株式会社三井住友銀行の使用人の三親等以内の親族です。

(2) 執行役員の氏名等（2020年3月31日現在）

当社では、執行役員が業務執行にあたる執行役員制度をとっています。執行役員の氏名、地位および担当は、以下のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
* 社長	野 崎 明	
* 専務執行役員	浅 井 宏 行	経営企画部長、人事部・法務部担当
常務執行役員	森 本 雅 裕	経理部長、秘書室・監査部・資材部・情報システム部担当
* 常務執行役員	朝 日 弘	資源事業本部長
常務執行役員	井 手 上 敦	技術本部長
執行役員	安 川 修 一	CSR部長、総務部・人材開発部・広報IR部担当
執行役員	水 野 文 雄	工務本部長
執行役員	貝 掛 敦	安全環境部長、品質保証部担当
* 執行役員	松 本 伸 弘	金属事業本部長
執行役員	大 下 文 一	機能性材料事業本部長
執行役員	阿 部 功	電池材料事業本部長
執行役員	肥 後 亨	金属事業本部副本部長、大阪支社担当
執行役員	金 山 貴 博	別子事業所長
執行役員	佐 藤 涼 一	資源事業本部副本部長
執行役員	滝 澤 和 紀	電池材料事業本部副本部長
執行役員	吉 田 浩	金属事業本部副本部長
執行役員	谷 勝	資源事業本部副本部長
執行役員	大 久 保 仁 史	工務本部副本部長
執行役員	坂 本 孝 司	電池材料事業本部副本部長
執行役員	小 笠 原 修 一	技術本部副本部長

(注) *印の各氏は、取締役を兼務しています。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		役員の員数
		基本報酬	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	262百万円	220百万円	42百万円	6名
監査役(社外監査役を除く)	65百万円	65百万円	—	2名
社外取締役	41百万円	41百万円	—	3名
社外監査役	23百万円	23百万円	—	2名

- (注) 1. 上記の取締役(社外取締役を除く)の賞与は、第95期定時株主総会において決議いただく予定の取締役賞与42百万円です。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役1名に対する使用人分給ととして21百万円を支給しています。
3. 取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第81期定時株主総会において、月額40百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。)と決議いただいています。
4. 監査役の報酬額は、2005年6月29日開催の第80期定時株主総会において、月額9百万円以内と決議いただいています。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項

取締役および監査役の報酬等の額は、株主総会の決議により、取締役、監査役それぞれの基本報酬総額の最高限度額を決定するとともに、取締役に賞与を支給する場合には、社外取締役を除く取締役に対する賞与総額を決定します。

① 取締役の報酬等の額の具体的な決定手続

取締役の報酬等の額は、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が、以下のとおり決定します。

取締役会長および執行役員を兼務する取締役の基本報酬については、当社グループの連結業績を勘案して定められる基準報酬額に、「部門業績」「中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度」「安全成績(労働災害の件数)等の役職別評価項目を基準として算出される取締役の個人別の業績」を反映させて具体的な報酬額を算出し、ガバナンス委員会において助言を得たうえで決定します。また、賞与については、当社グループの連結業績を勘案して定められる基準賞与額に、上記と同様の役職別評価項目を基準として算出される取締役の個人別の業績を反映させて具体的な金額を算出し、ガバナンス委員会において助言を得たうえで決定します。

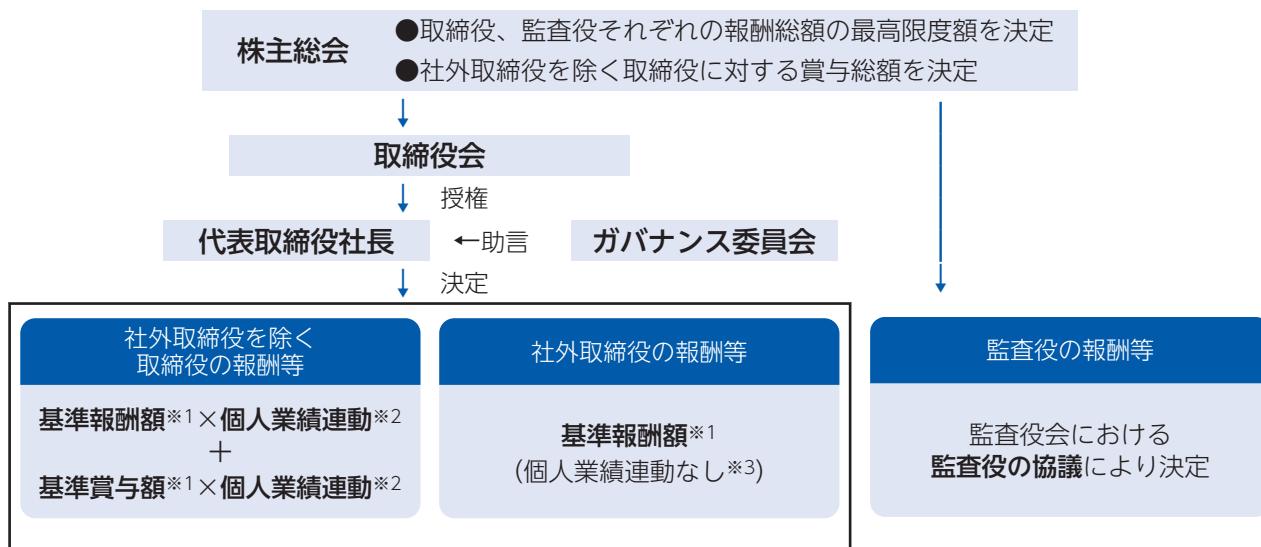
社外取締役については、業務執行から独立した立場での監督機能が重視されることから、個人別の業績を反映することは行わず、基準報酬額のみで賞与は支給しません。

② 監査役の報酬等の額の具体的な決定手続

監査役の基本報酬の額は、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により、個別の監査役の報酬額を決定します。

<ご参考>

(1) 取締役および監査役の報酬等の額の決定手続



※1 当社グループの連結業績を勘案

※2 以下の役職別項目を反映させて具体的な報酬等の額を決定

「部門業績」 「中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度」

「安全成績（労働災害の件数）等の役職別評価項目を基準として算出される個人別の業績」

※3 業務執行から独立した立場での監督機能を重視

(2) 業績連動報酬に係る指標に係る事項

業績連動報酬に係る指標は、上記のとおり、連結業績（税引前当期利益）、部門業績（ROA（総資産利益率）、フリーキャッシュ・フロー、セグメント利益）、中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度、安全成績（労働災害の件数）等の役職別評価項目を基準として算出される個人別の業績です。

当該指標を選択した理由は、連結業績（税引前当期利益）については、長期ビジョンにおいて会社が到達すべき利益目標としているためです。部門業績（ROA（総資産利益率）、フリーキャッシュ・フロー、セグメント利益）については、資産効率、キャッシュ・フローおよび利益の絶対額という3つの基準でバランスよく評価するためです。中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度については、持続的な企業価値向上の実現のためには、中長期的な視点で着実に計画を遂行していく必要があるためです。安全成績については、鉱山業および製錬業を含む製造業を営む企業として、安全の確保を経営の基本と考えているためです。

<業績連動報酬に係る指標の達成率>

		当期 目標値(億円) (2019年5月公表予想値)	当期 実績(億円)	達成率 (%)
連結業績(税引前当期利益)		740	790	107
部門業績 (セグメント利益)	資源	290	380	131
	製錬	390	483	124
	材料	100	53	53
		2019年 目標値 (件) (2019年暦年の国内社員の 労働災害の件数)	2019年 実績 (件)	
安全成績	休業災害	1件以下	6	
	全災害	5件以下	14	

<報酬枠に対する支給率>

	報酬額 (枠) (百万円)	当期実績 (百万円)	支給率 (%)
取締役	480	261	54

(注) 取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第81期定時株主総会において、月額40百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。

(5) 社外役員に関する事項

① 当期における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	泰松 齊	当期開催の取締役会14回（定時12回、臨時2回）の全てに出席し、研究者としての専門的知見、大学における組織運営の経験および大学教授としての学識を背景に発言し、適宜質問を行い、意見を表明するなど監督機能を発揮しています。
社外取締役	中野 和久	当期開催の取締役会14回（定時12回、臨時2回）の全てに出席し、会社経営および資源事業に関する豊富な知識と経験を背景に発言し、適宜質問を行い、意見を表明するなど監督機能を発揮しています。
社外取締役	石井 妙子	当期開催の取締役会14回（定時12回、臨時2回）の全てに出席し、弁護士としての専門知識と経験を背景に発言し、適宜質問を行い、意見を表明するなど監督機能を発揮しています。
社外監査役	近藤 純一	当期開催の取締役会14回（定時12回、臨時2回）の全てに出席し、また当期開催の監査役会15回の全てに出席し、金融機関での豊富な経験を背景に発言し、適宜質問を行い、意見を表明するなど監査機能を発揮しています。
社外監査役	山田 雄一	当期開催の取締役会14回（定時12回、臨時2回）の全てに出席し、また当期開催の監査役会15回の全てに出席し、公認会計士としての専門知識と経験を背景に発言し、適宜質問を行い、意見を表明するなど監査機能を発揮しています。

② 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役泰松齊氏、中野和久氏および石井妙子氏ならびに社外監査役近藤純一氏および山田雄一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としています。

5 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

① 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区分	前期（2018年度）		当期（2019年度）	
	監査証明業務に基づく報酬等（百万円）	非監査業務に基づく報酬等（百万円）	監査証明業務に基づく報酬等（百万円）	非監査業務に基づく報酬等（百万円）
当社	176	56	179	2
子会社	19	0	18	0
計	195	56	197	2

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、監査証明業務に基づく報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

② 当期に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の職務執行状況等必要な資料を入手したうえで、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積り額の算出根拠などの妥当性を検討し、会計監査人の当社の監査証明業務に基づく報酬等について会社法第399条第1項の同意を行なっております。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務等を委託し、報酬（上記(2)①2百万円）を支払っています。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が関係法令に違反した場合、および会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合などには、必要に応じて、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の額

199百万円

(6) 当社の会計監査人以外の状況

当社の重要な子会社のうち、住友金属鉱山アメリカ社、住友金属鉱山アリゾナ社、他4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(この事業報告における単位の記載は、単位未満を四捨五入して表示しています。)

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	
現金および現金同等物	155,530
営業債権およびその他の債権	123,393
その他の金融資産	8,959
棚卸資産	252,799
その他の流動資産	20,541
流動資産合計	561,222
非流動資産	
有形固定資産	463,405
無形資産およびのれん	58,338
投資不動産	3,428
持分法で会計処理されている投資	365,090
その他の金融資産	241,957
繰延税金資産	8,466
その他の非流動資産	17,784
非流動資産合計	1,158,468
資産合計	1,719,690

科目	金額
負債	
流動負債	
営業債務およびその他の債務	104,803
社債および借入金	80,656
その他の金融負債	5,019
未払法人所得税等	4,687
引当金	4,392
その他の流動負債	6,753
流動負債合計	206,310
非流動負債	
社債および借入金	316,847
その他の金融負債	11,705
引当金	21,708
退職給付に係る負債	14,024
繰延税金負債	37,394
その他の非流動負債	842
非流動負債合計	402,520
負債合計	608,830
資本	
資本金	93,242
資本剰余金	87,598
自己株式	△38,002
その他の資本の構成要素	△94
利益剰余金	859,202
親会社の所有者に帰属する 持分合計	1,001,946
非支配持分	108,914
資本合計	1,110,860
負債および資本合計	1,719,690

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	872,615
売上原価	△763,144
売上総利益	109,471
販売費および一般管理費	△49,098
金融収益	15,390
金融費用	△7,858
持分法による投資損益	6,178
その他の収益	12,855
その他の費用	△7,903
税引前当期利益	79,035
法人所得税費用	△18,283
当期利益	60,752
当期利益の帰属	
親会社の所有者	60,600
非支配持分	152
当期利益	60,752

連結持分変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2019年4月1日時点の残高	93,242	87,598	△37,983	△18,573	631	43,698
会計方針の変更による累積的影響額				△1,045		
会計方針の変更を反映した2019年4月1日時点の残高	93,242	87,598	△37,983	△19,618	631	43,698
当期利益						
その他の包括利益				△6,758	△1,547	△21,039
当期包括利益合計				△6,758	△1,547	△21,039
自己株式の取得			△19			
自己株式の処分		0	0			
配当金						
支配継続子会社に対する持分変動						
利益剰余金への振替						4,539
所有者との取引額合計	－	0	△19	－	－	4,539
2020年3月31日時点の残高	93,242	87,598	△38,002	△26,376	△916	27,198

	親会社の所有者に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計	非支配持分	合計
	確定給付制度の再測定	合計				
2019年4月1日時点の残高	－	25,756	878,948	1,047,561	103,719	1,151,280
会計方針の変更による累積的影響額		△1,045	△56,330	△57,375		△57,375
会計方針の変更を反映した2019年4月1日時点の残高	－	24,711	822,618	990,186	103,719	1,093,905
当期利益		－	60,600	60,600	152	60,752
その他の包括利益	△2,715	△32,059		△32,059	△1,434	△33,493
当期包括利益合計	△2,715	△32,059	60,600	28,541	△1,282	27,259
自己株式の取得			－	△19		△19
自己株式の処分			－	0		0
配当金			－	△16,762	△3,121	△19,883
支配継続子会社に対する持分変動			－		9,598	9,598
利益剰余金への振替	2,715	7,254	△7,254	－		－
所有者との取引額合計	2,715	7,254	△24,016	△16,781	6,477	△10,304
2020年3月31日時点の残高	－	△94	859,202	1,001,946	108,914	1,110,860

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	(1,103,689)
流動資産	524,810
現金および預金	121,204
受取手形	1,341
売掛金	80,529
商品および製品	49,045
仕掛品	78,530
原材料および貯蔵品	44,426
前渡金	24,655
前払費用	741
短期貸付金	104,149
未収入金	20,278
その他	8,185
貸倒引当金	△8,273
固定資産	578,879
有形固定資産	128,013
建物	31,359
構築物	22,224
機械および装置	45,175
車両運搬具	316
工具・器具および備品	1,666
鉱業用地	24
一般用地	18,303
建設仮勘定	8,946
無形固定資産	2,444
借地権	84
鉱業権	279
ソフトウェア	1,932
その他	149
投資その他の資産	448,422
投資有価証券	104,641
関係会社株式	327,640
出資金	6
関係会社出資金	4,402
長期貸付金	580
破産更生債権等	1
長期前払費用	1,052
前払年金費用	7,044
その他	7,744
貸倒引当金	△4,688
資産合計	1,103,689

科目	金額
(負債の部)	(396,907)
流動負債	153,924
買掛金	36,609
短期借入金	26,690
一年内返済予定の長期借入金	10,757
リース債務	1
未払金	25,109
未払費用	8,863
未払法人税等	1,729
前受金	110
預り金	1,066
関係会社預り金	33,675
賞与引当金	1,601
役員賞与引当金	42
休炉工事引当金	350
事業再編損失引当金	314
環境対策引当金	67
資産除去債務	84
その他	6,857
固定負債	242,983
社債	50,000
転換社債型新株予約権付社債	30,090
長期借入金	134,083
リース債務	4
繰延税金負債	16,056
退職給付引当金	2,599
金属鉱業等鉱害防止引当金	46
事業再編損失引当金	128
関係会社支援損失引当金	8,180
環境対策引当金	8
資産除去債務	1,023
その他	766
(純資産の部)	(706,782)
株主資本	686,179
資本金	93,242
資本剰余金	86,069
資本準備金	86,062
その他資本剰余金	7
利益剰余金	544,870
利益準備金	7,455
その他利益剰余金	537,415
海外投資等損失積立金	23,131
圧縮記帳積立金	3,535
探鉱積立金	6,139
別途積立金	410,000
繰越利益剰余金	94,610
自己株式	△38,002
評価・換算差額等	20,603
その他有価証券評価差額金	22,149
繰延ヘッジ損益	△1,546
負債純資産合計	1,103,689

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	743,418
売上原価	667,807
売上総利益	75,611
販売費および一般管理費	32,240
営業利益	43,371
営業外収益	76,239
受取利息	3,584
受取配当金	68,958
デリバティブ評価益	373
受取保証料	1,830
その他	1,494
営業外費用	9,119
支払利息	3,290
社債利息	110
為替差損	999
原価外償却	1
貸倒引当金繰入額	269
休廃止鉱山維持費	1,261
解体撤去費用	1,423
その他	1,766
経常利益	110,491
特別利益	6,923
固定資産売却益	183
投資有価証券売却益	143
関係会社株式清算益	6,597
特別損失	21,381
固定資産売却損	7
固定資産除却損	434
固定資産圧縮損	90
減損損失	723
投資有価証券売却損	5,030
投資有価証券評価損	1,647
関係会社株式売却損	102
関係会社株式評価損	2,764
関係会社出資金評価損	7,909
関係会社整理損	415
関係会社支援損	2,260
税引前当期純利益	96,033
法人税、住民税および事業税	5,302
法人税等調整額	2,791
当期純利益	87,940

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					諸積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	93,242	86,062	7	86,069	7,455	439,245	26,992	473,692
当期変動額								
諸積立金の積立						6,609	△6,609	－
諸積立金の取崩						△3,049	3,049	－
剰余金の配当							△16,762	△16,762
当期純利益							87,940	87,940
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	－	－	0	0	－	3,560	67,618	71,178
当期末残高	93,242	86,062	7	86,069	7,455	442,805	94,610	544,870

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△37,983	615,020	32,968	△99	32,869	647,889
当期変動額						
諸積立金の積立			－			－
諸積立金の取崩			－			－
剰余金の配当		△16,762				△16,762
当期純利益		87,940				87,940
自己株式の取得	△19	△19				△19
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△10,819	△1,447	△12,266	△12,266
当期変動額合計	△19	71,159	△10,819	△1,447	△12,266	58,893
当期末残高	△38,002	686,179	22,149	△1,546	20,603	706,782

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

住友金属鉱山株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 袖 川 兼 輔 ㊞

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 高 広 ㊞

指定有限責任社員 公認会計士 加 瀬 幸 広 ㊞

指定有限責任社員 公認会計士 加 瀬 幸 広 ㊞

指定有限責任社員 公認会計士 加 瀬 幸 広 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友金属鉱山株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、住友金属鉱山株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

住友金属鉱山株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 袖 川 兼 輔 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 秋 山 高 広 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加 瀬 幸 広 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友金属鉱山株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みとして会社法施行規則第118条第3号に定める事項については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」（会社計算規則第131条）について、法令及び企業会計審議会等により公表された基準に準拠し、整備された監査業務の品質管理システムを保持している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関しては継続的に運用面の充実が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、その各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

住友金属鉱山株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 猪 野 和 志 ㊟

監査役（常勤） 中 山 靖 之 ㊟

監査役 近 藤 純 一 ㊟

監査役 山 田 雄 一 ㊟

（注）監査役近藤純一及び監査役山田雄一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図



新橋住友ビル 当会社本店 1階会議室

東京都港区新橋5丁目11番3号 (新橋住友ビル)
TEL. 03-3436-7701 (代表)

交通のご案内

- JR線
- 東京メトロ銀座線
- 都営地下鉄浅草線
- 東京臨海新交通 (ゆりかもめ)

新橋駅下車

※詳細な交通のご案内は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.smm.co.jp/corp_info/domestic/honsya/) をご覧ください。

※ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができません。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。また、議事資料として本第95期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。

お土産品の用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

住友金属鉱山株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。